

西毛広域幹線道路景観誘導地域の指定について

西毛広域幹線道路（全長27.8km）は、世界遺産富岡製糸場など西毛の観光地と県央部を結び、県民の安全な暮らしや企業などの安定した経済活動のほか、観光振興に寄与する路線である。

このため、県条例を適用している安中市内の沿道を「景観誘導地域」に指定し、良好な景観の形成を図っていく。

(1) 指定区間

- ①高崎市境～高崎安中工区終点/安中工区起点(高崎安中工区の一部) 約1.9km
- ②安中工区【R3.3開通】 約1.9km
- ③国道18号線～JR信越本線（安中富岡工区の一部） 約1.1km
- ④JR信越本線～富岡市境（安中富岡工区の一部） 約3.6km

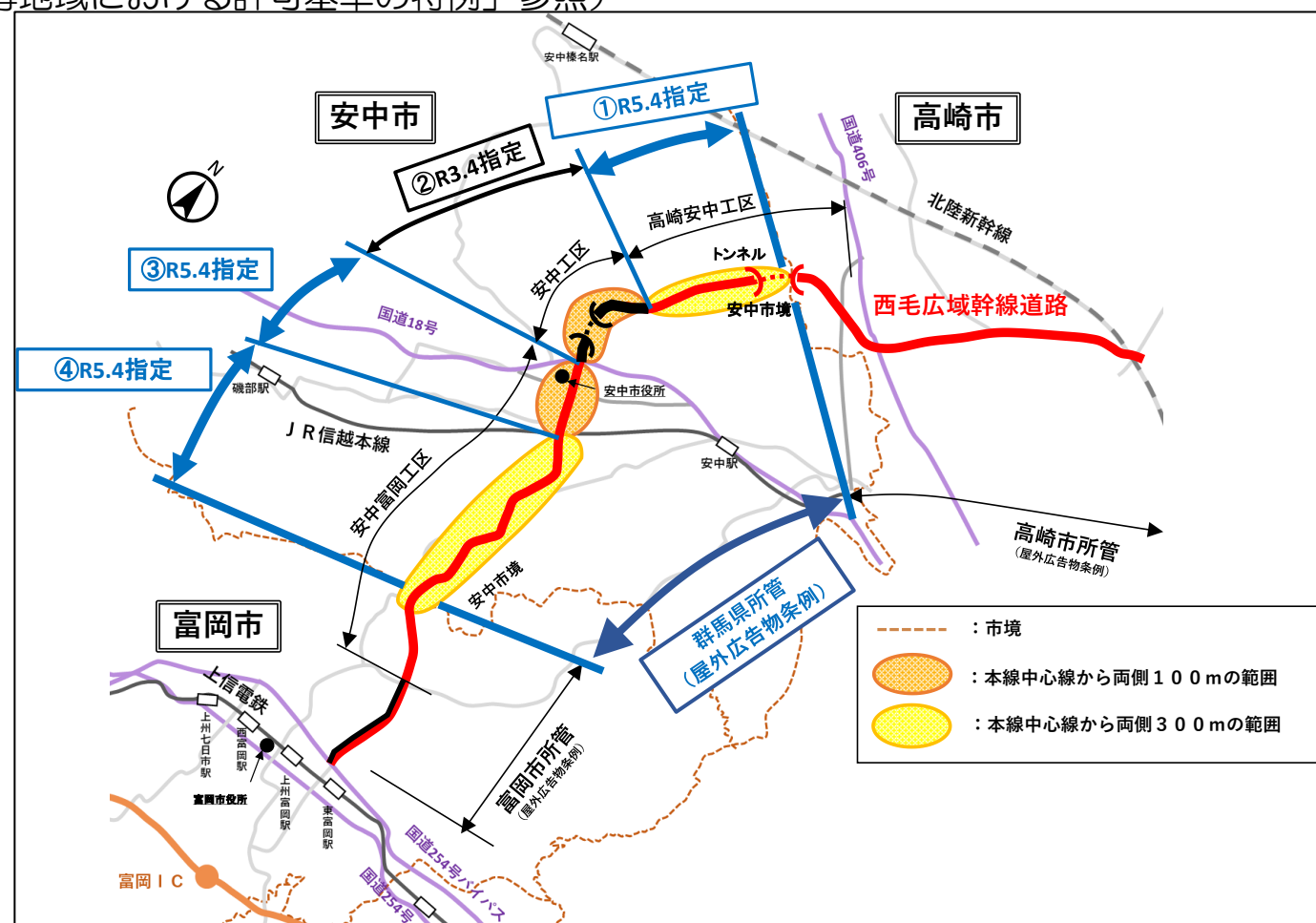
(2) 指定範囲

- ①、④：西毛広域幹線道路の本線中心線から両側300m
- ②、③：西毛広域幹線道路の本線中心線から両側100m
- ※ただし、本線から展望できない範囲は除く

(3) 屋外広告物の規制

本線に向けて表示する屋外広告物を原則禁止とする。 ただし、施行規則に則った広告物は、設置可能とする。

（「西毛広域幹線道路景観誘導地域における許可基準の特例」参照）



※詳細な指定地域図については、安中土木事務所までお問い合わせいただくか、「マッピングぐんま」をご利用ください。